

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業等について

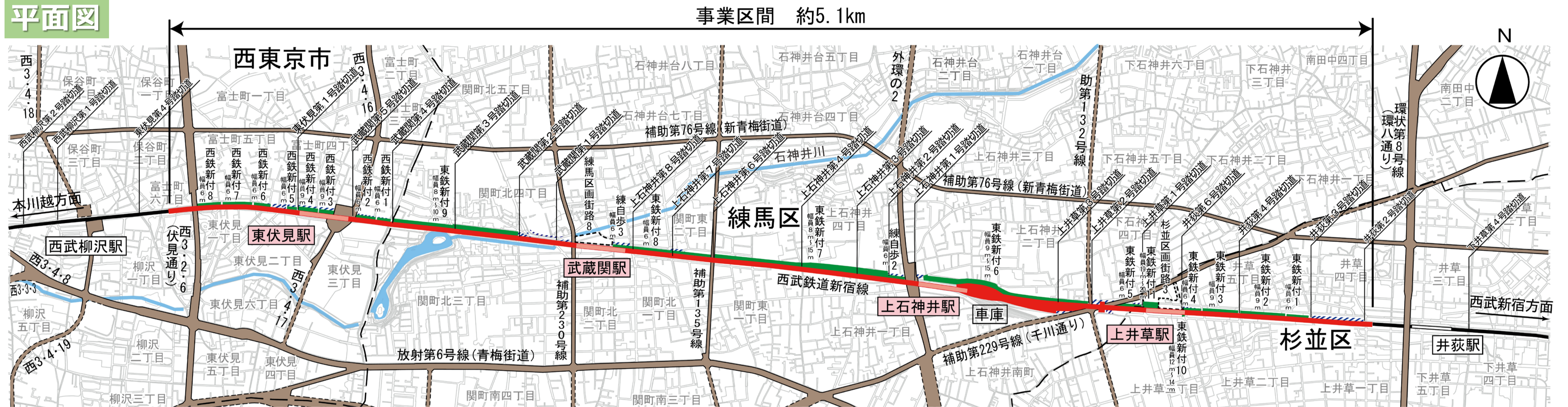
西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業とは？

鉄道を一定区間高架化し、多数の踏切の除却と交差する道路との立体化を一挙に実現する事業です。

本事業の実施により、井荻駅～西武柳沢駅間において**19カ所の踏切**が除却されます。

事業の効果：**踏切での交通渋滞の解消・道路と鉄道それぞれの安全性の向上・地域分断の解消等**

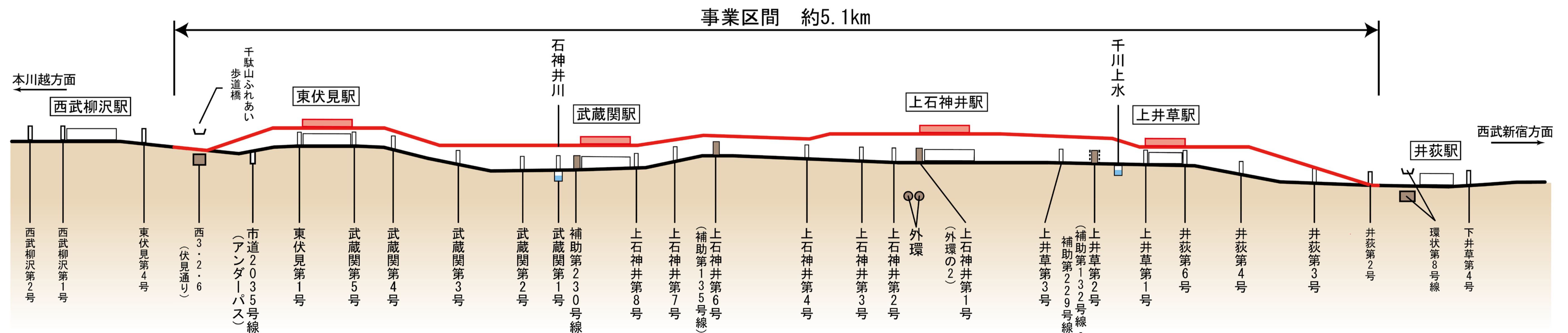
平面図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 1277 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
この図面は、令和5年に実施した航空測量をもとに作成しているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。
（承認番号）4都市基街都第83号、令和4年6月7日

凡例	鉄道（計画線）	都市計画道路（事業中・完了）	工事で使用の可能性がある範囲
	鉄道（現在線）	都市計画道路（計画）	河川等
	鉄道付属街路・特殊街路	区画街路	区市境

縦断面図



※「西武新鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業等について」より区作成

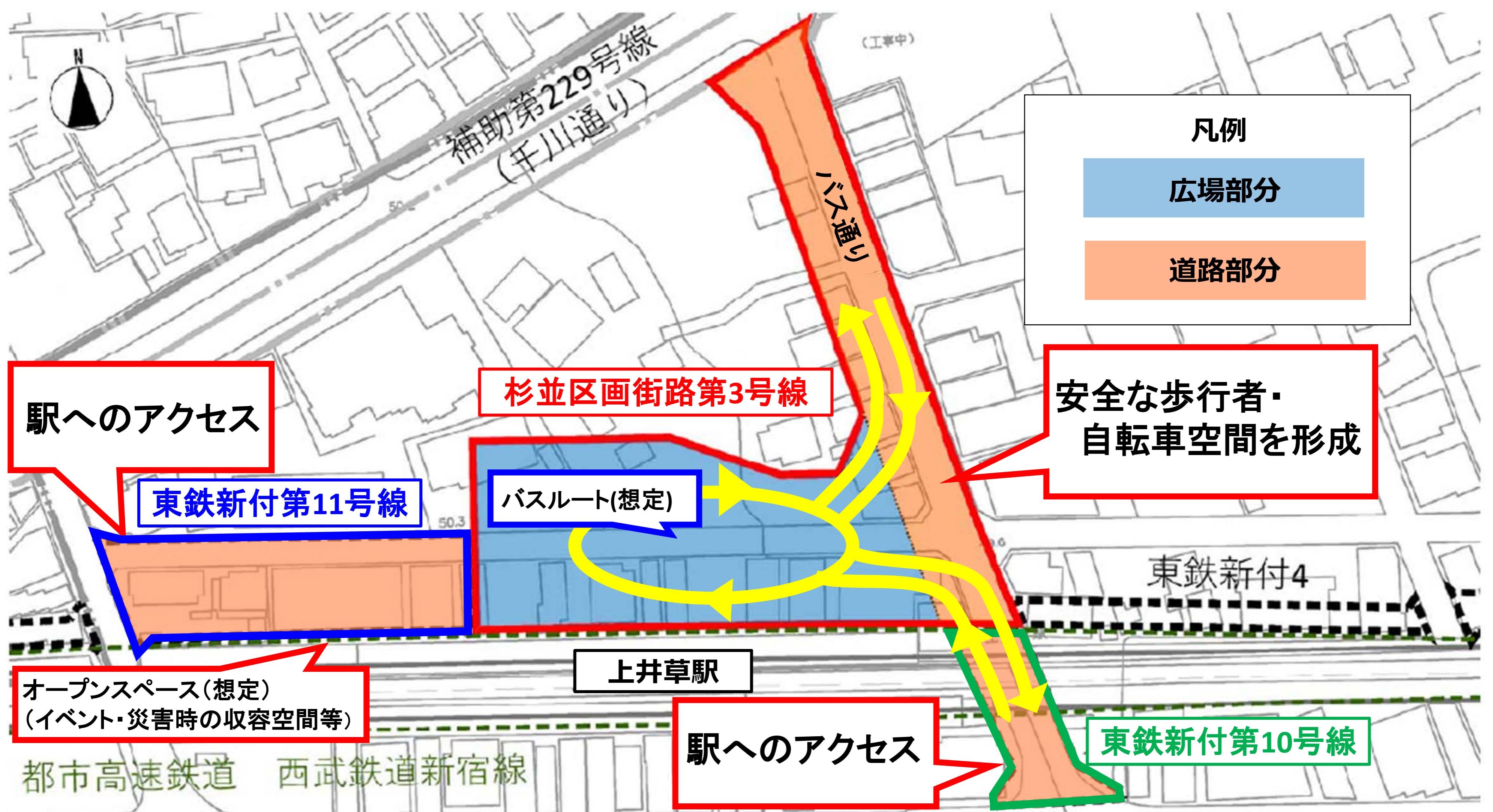
駅前広場の整備（杉並区）

<整備の目標>

- 交通機関の乗り換え利便性の向上
- 駅周辺の安全な歩行者・自転車空間の確保
- みどりあふれる歩行空間の確保

<整備の概要>

- 側道部分と駅前広場の連続した整備
- バス・タクシー乗降場等を駅前広場に集約
- 駅前広場とバス通りの一体的な整備



(承認番号)31 都市基街第51号、令和元年6月13日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31都市基交著第2号

【概要】

■ 杉並区画街路第3号線

道路部分 延長:118m 幅員15m

広場部分 面積:2,804㎡

■ 東鉄新付第10号線

延長:37m 幅員:12~14m

■ 東鉄新付第11号線

延長:69m 幅員:19~20m

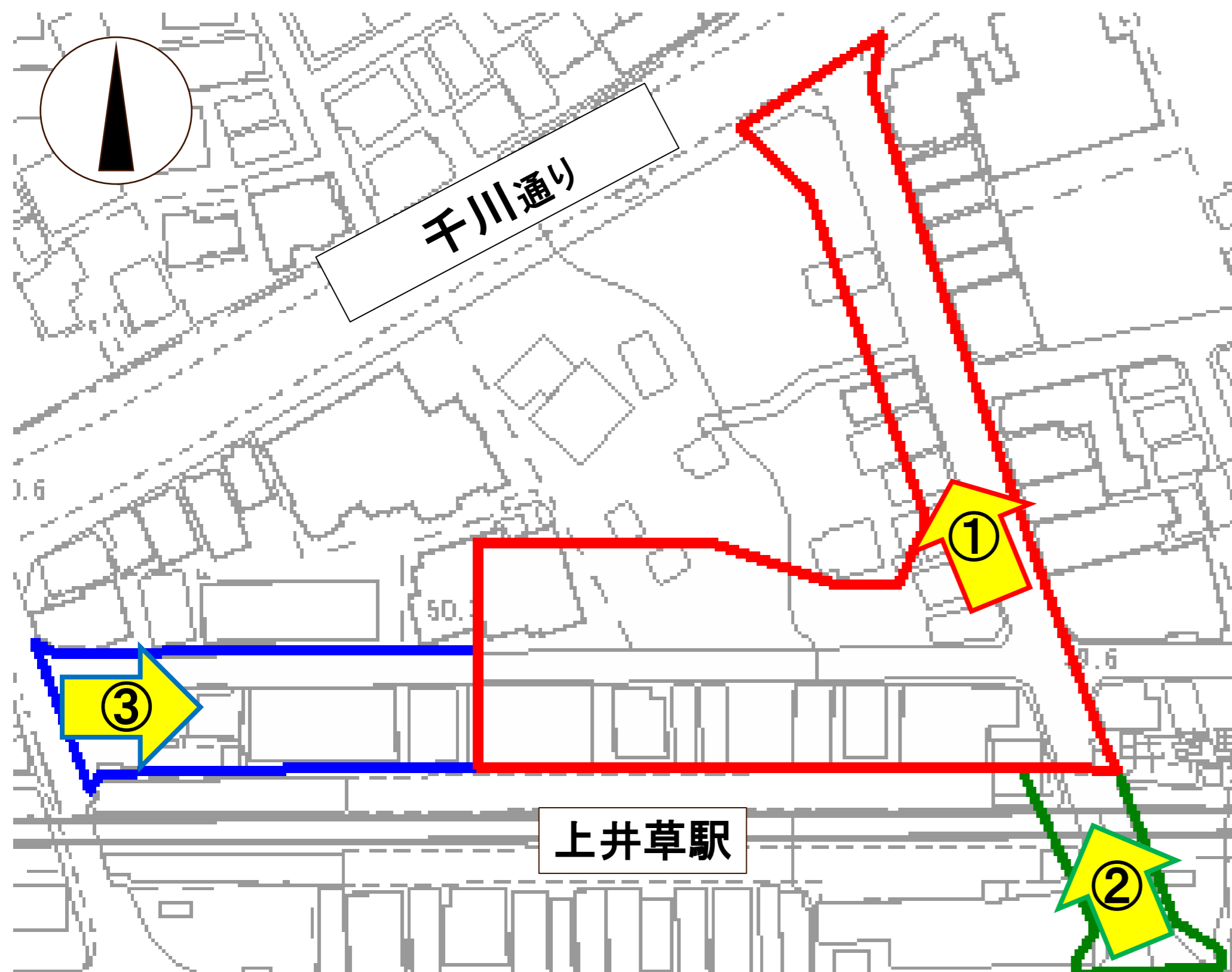


【整備イメージ】 練馬高野台駅

整備断面イメージ

●整備イメージ

東京都市計画道路事業区画街路杉並区画街路第3号線



区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第11号線

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第10号線

➡ は、計画横断イメージ図の向きを表しています

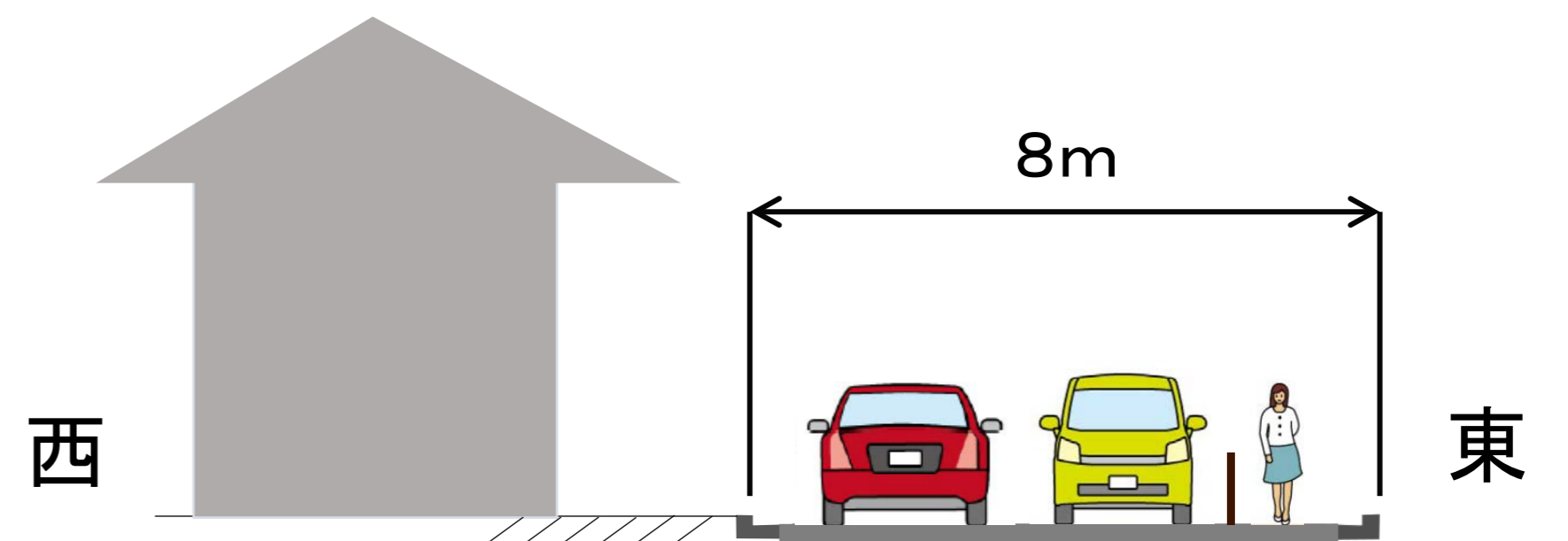
東京都市計画道路事業区画街路杉並区画街路第3号線 → 杉並区画街路第3号線

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第10号線 → 東鉄新付第10号線

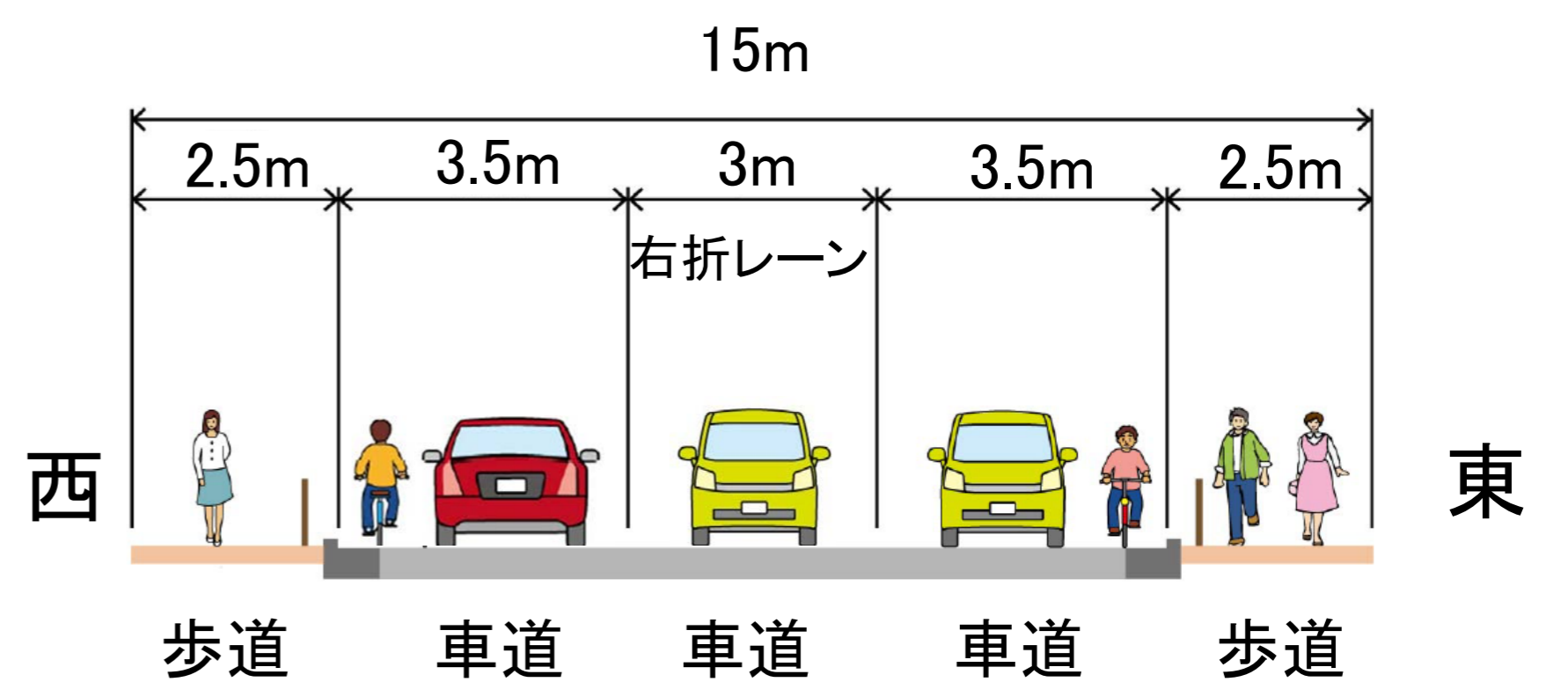
区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第11号線 → 東鉄新付第11号線

①バス通り(線路北側)横断図 ※杉並区画街路第3号線

【現況横断イメージ図】

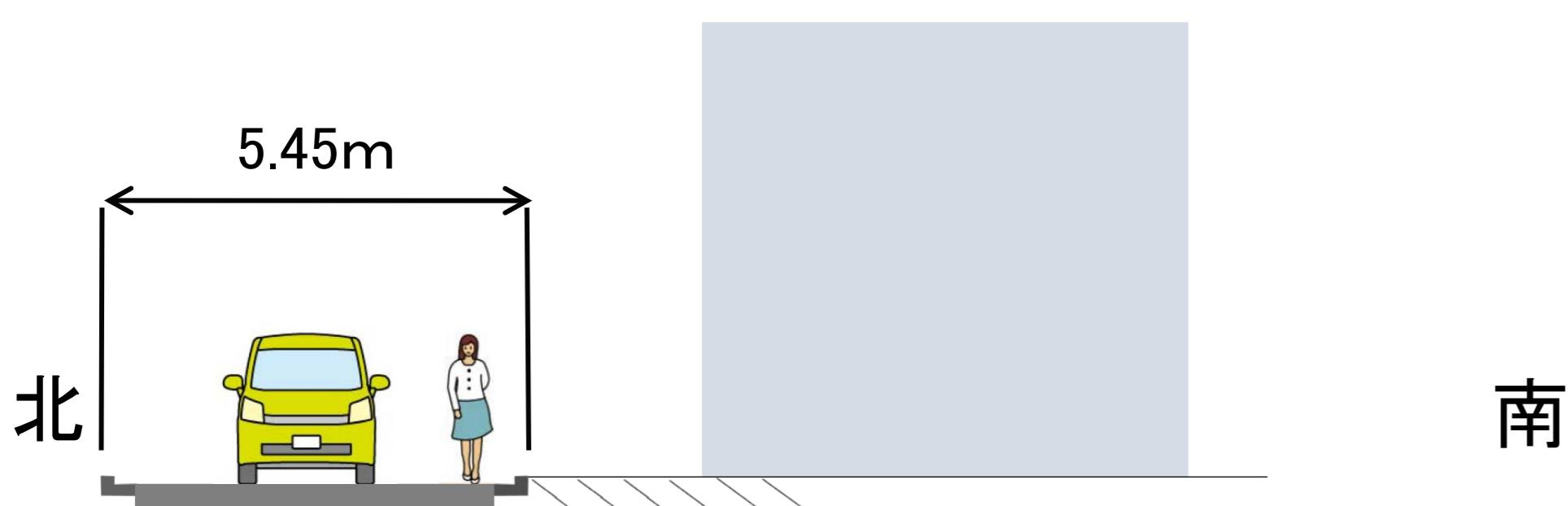


【計画横断イメージ図】

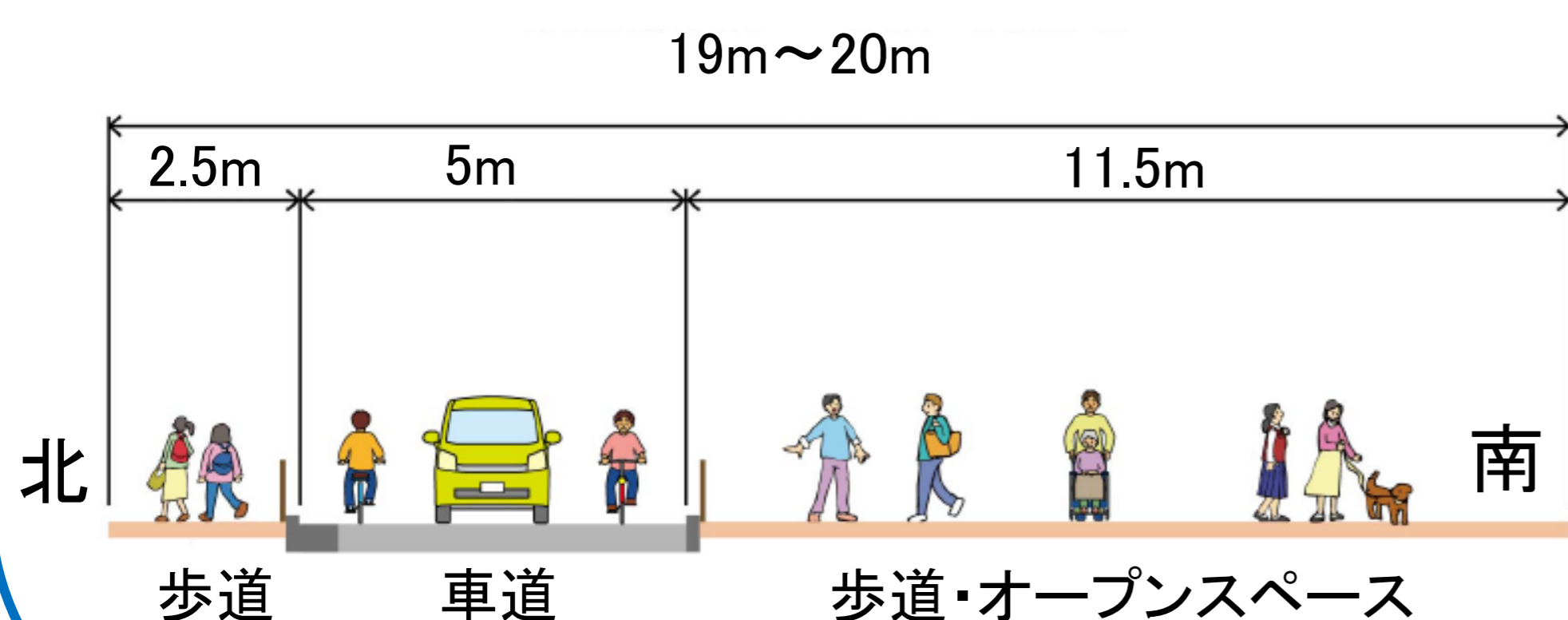


③上井草駅北西側道 横断図 ※東鉄新付第11号線

【現況横断イメージ図】

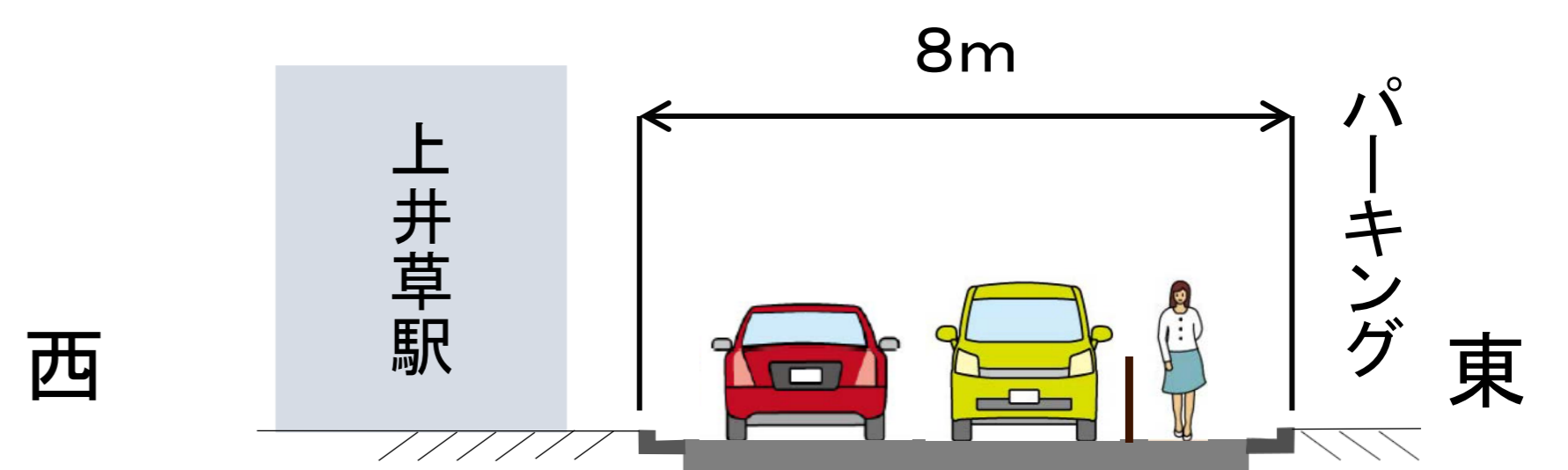


【計画横断イメージ図】

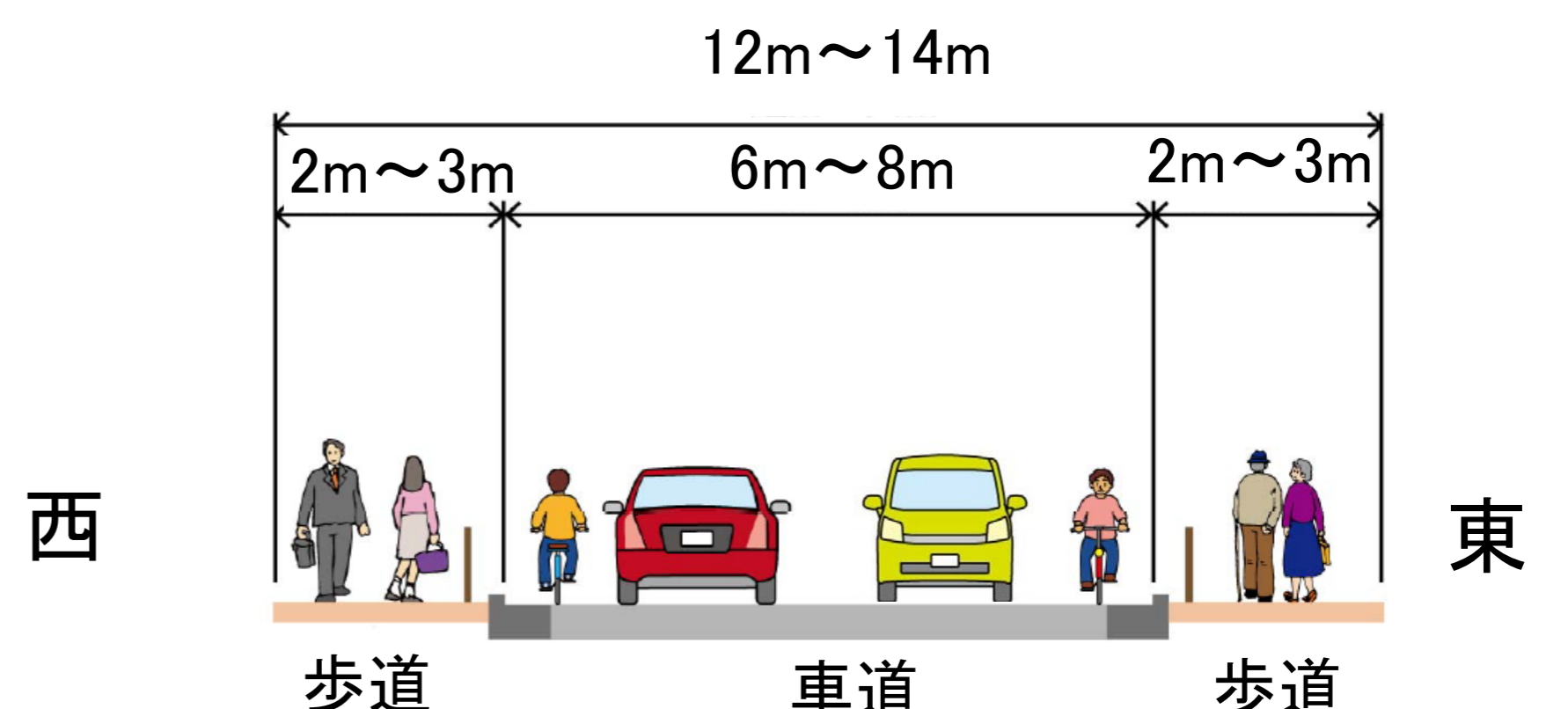


②バス通り(線路南側)横断図 ※東鉄新付第10号線

【現況横断イメージ図】



【計画横断イメージ図】



※パンフレット「上井草駅北口駅前広場整備事業等について」より抜粋
※整備断面は現段階でのイメージです

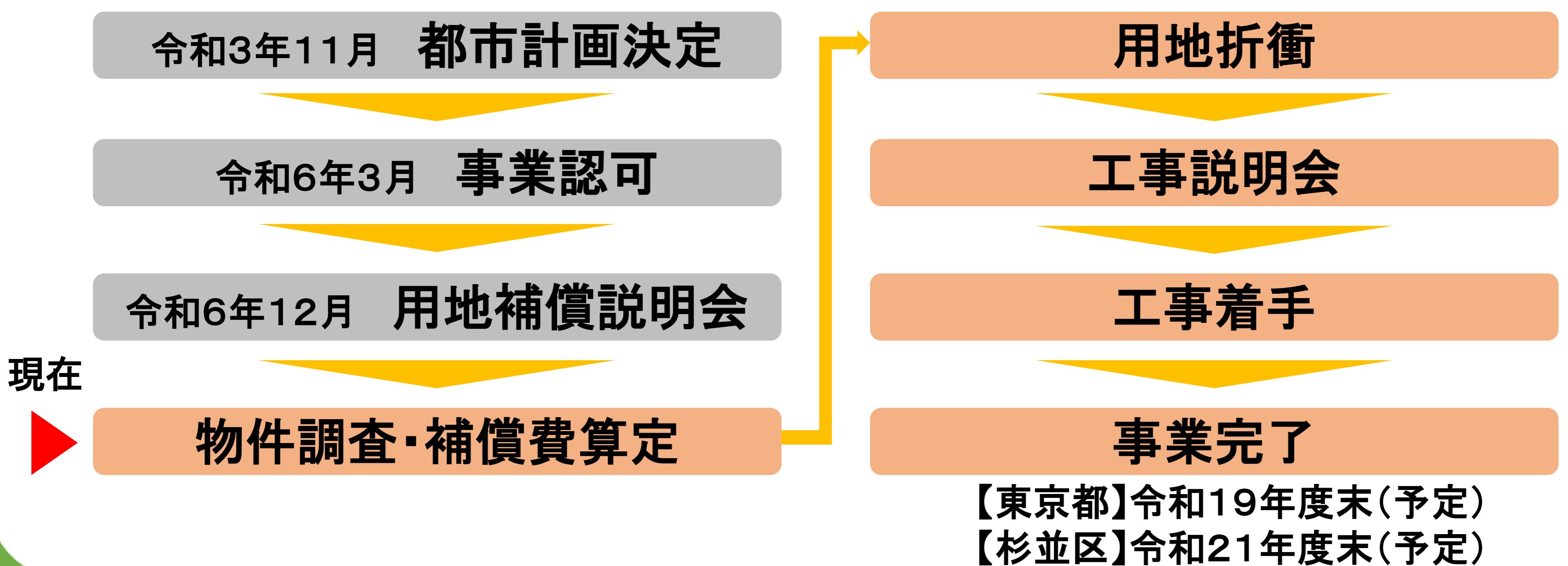
駅前広場の整備・事業の流れ（杉並区）

● 現段階での整備イメージ



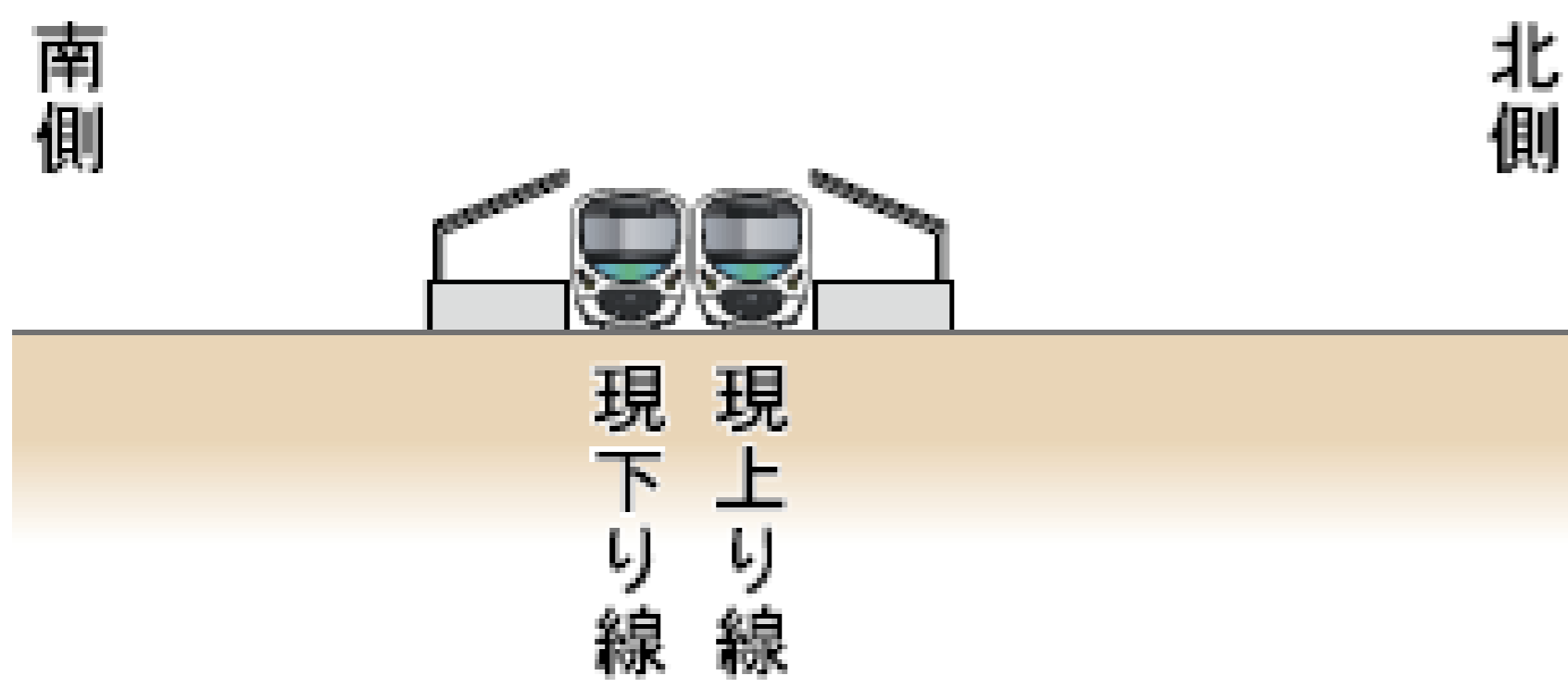
※パンフレット「上井草駅北口駅前広場整備事業等について」より抜粋（東京都建設局ホームページ掲載）

● 鉄道連続立体交差化及び駅前広場等の工事完了までの流れ

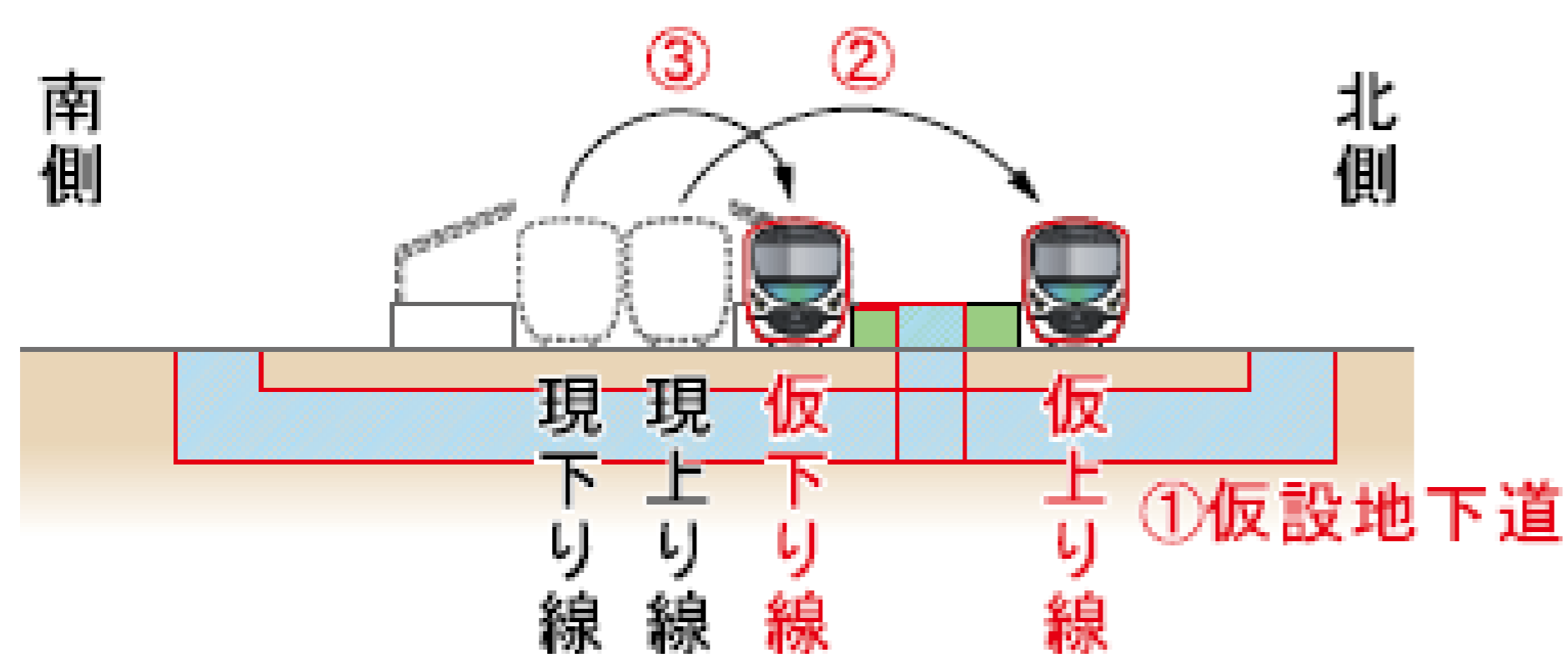


施工順序図(上井草駅部)

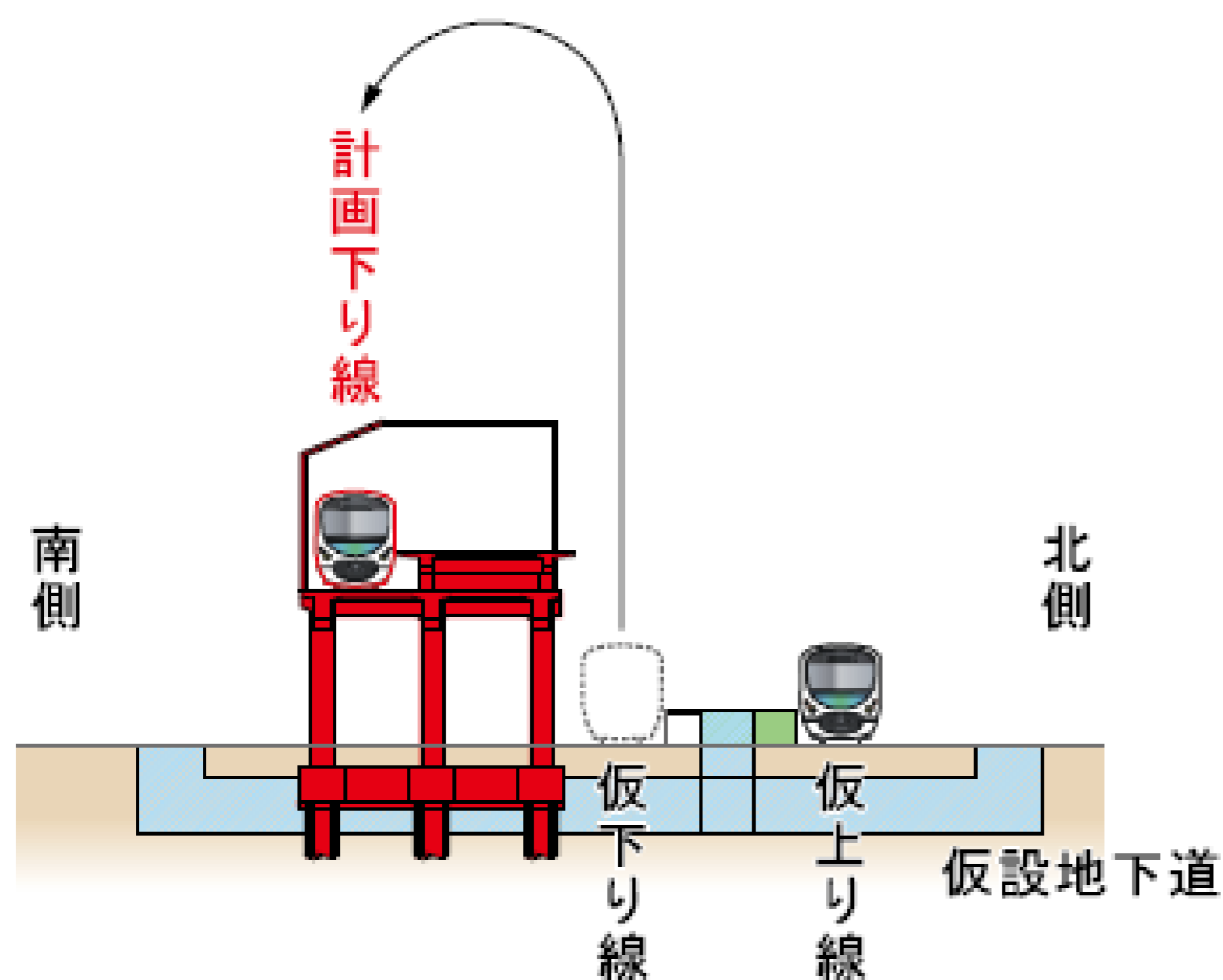
① 現況



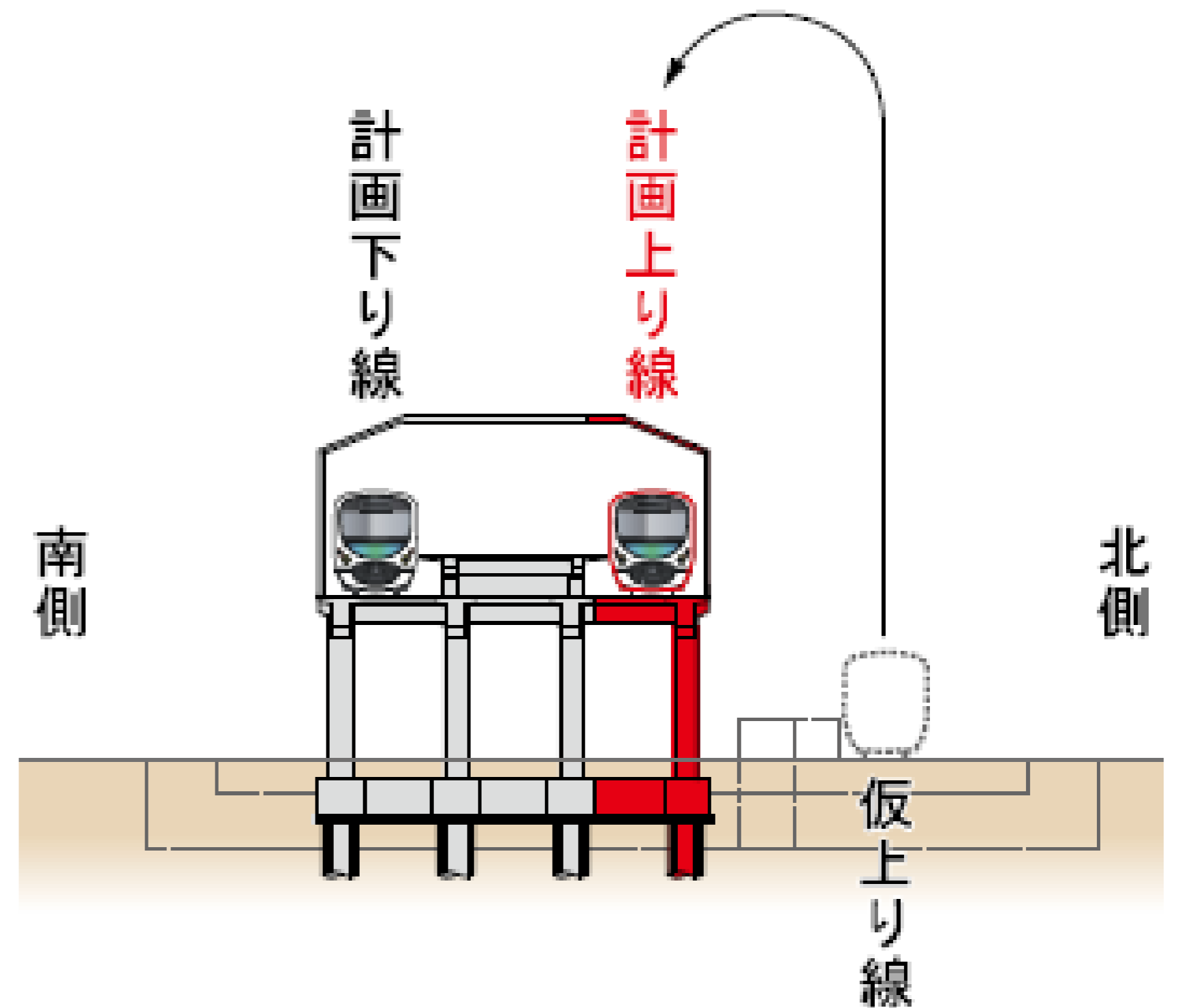
② 仮線化(上り線→下り線)



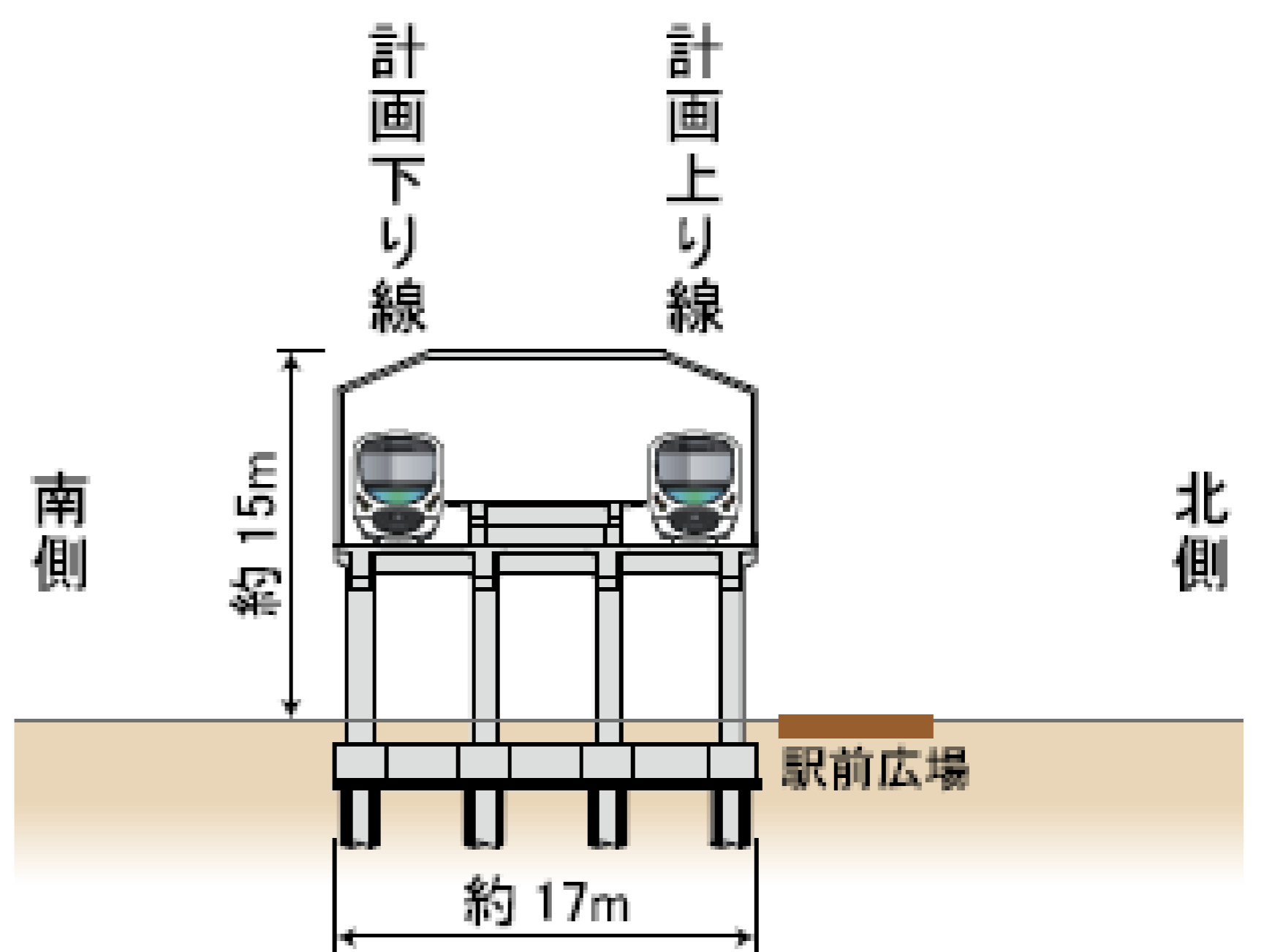
③ 下り線高架化



④ 上り線高架化



⑤ 完成



凡 例 ■ 本設 ■ 仮設 ■ 施工済 □ 撤去

(西武新宿方面から本川越方面を見た図です)

※「西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業等について」より抜粋
 ※施工順序は現段階でのイメージです

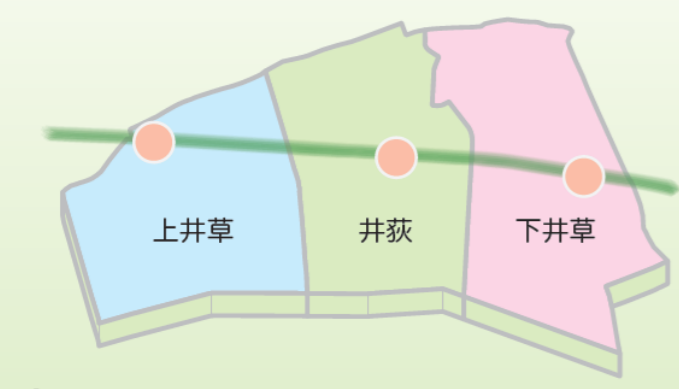
西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針 (上井草駅周辺地区抜粋) 平成28年2月策定

地域住民や関係機関との連携・協働を行い、まちづくりの目標である「人と人をつなぐ、みどり豊かな便利で快適なまち」の実現を目指します



西武新宿線沿線各駅周辺地区 まちづくり方針

～下井草・井荻・上井草～



1. はじめに

西武新宿線沿線地区は、土地区画整理事業の実施により、みどりやオープンスペースが多く良好な地区環境が形成されています。一方で、駅周辺の交通渋滞や駅周辺による地域分断、バス乗りにおける歩行者の安全確保などの課題も存在します。
平成20年、東京都は、西武新宿線「野方～井荻駅付近」を鉄道沿線地域の事業推進区域として指定しました。また、平成25年からは下井草、井荻、上井草の沿線駅周辺地区で、地域の振興が主体となった「まちづくり協議会」が設立され、まちづくりの検討が進められました。
平成26年、主に「道路・交通」「商業・にぎわい」「みどり・環境」「防災・防犯」の観点から地域の課題を整理し、今後のまちづくりの目標などをまとめた「まちづくり構想」が駅周辺地区まちづくり協議会から区に提案されました。
区では、各まちづくり協議会から提案された「まちづくり構想」や沿線地域の現状調査等を踏まえ、「西武新宿線沿線駅周辺地区まちづくり方針」を策定し、地区の一体的なまちづくりと区内の都市計画の発展を促進する目標としています。

分野別方針の基本的な考え方

交通体系分野
(道路・交通)

土地・建物利用分野
(商業・にぎわい)

住環境分野
(住環境・みどり)

- 交通結節点機能の強化
- 交通ネットワークの形成

- 駅周辺のにぎわい拠点形成
- 適正な土地利用の誘導

- みどりの保全・育成
- 防災・防犯まちづくり

上井草駅周辺地区のまちの将来像

まちの歴史やみどりを大切にし、誰もが元気で安心して住み続けられるまち

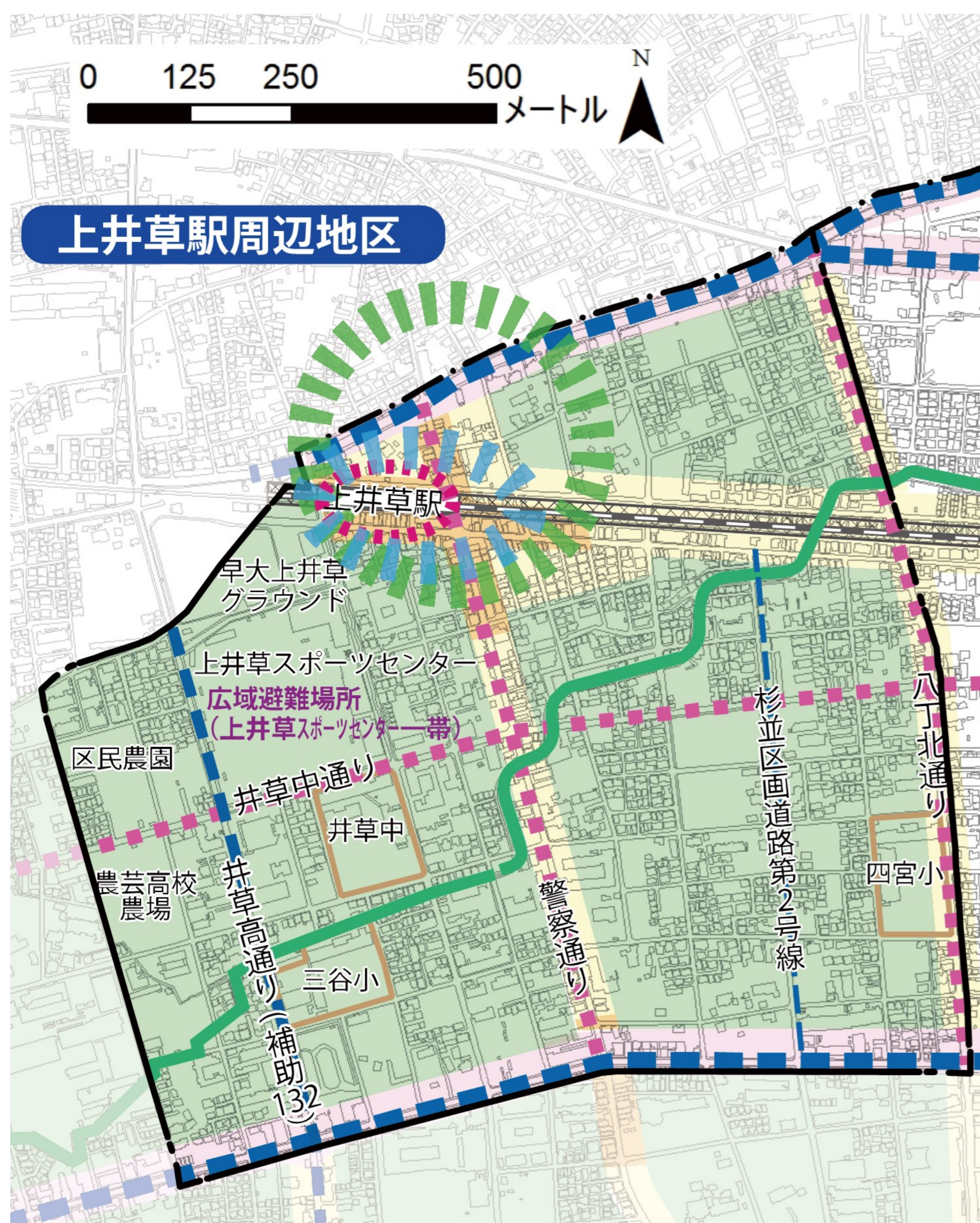
◆地域に暮らす人たちが元気になるまちづくり

- 地域特性を活かした魅力ある商業環境の充実や駅周辺の拠点形成を図る
- 住民のニーズにあった店舗の誘致や「アニメのまち」の推進など上井草らしい地域主導の商店街活性化の取組を進める
- 上井草スポーツセンター、学校等を活用した防災活動を通して地域コミュニティづくりを進めるとともに、防災拠点機能の充実を図る

◆豊かな自然環境を大切にするまちづくり

- 公園・遊歩道、屋敷林・農地などの保全や建築物の屋上・壁面・接道部の緑化及び生垣化の促進により身近なみどりを増やし、みどりの風景の形成を進める。

まちづくり方針図



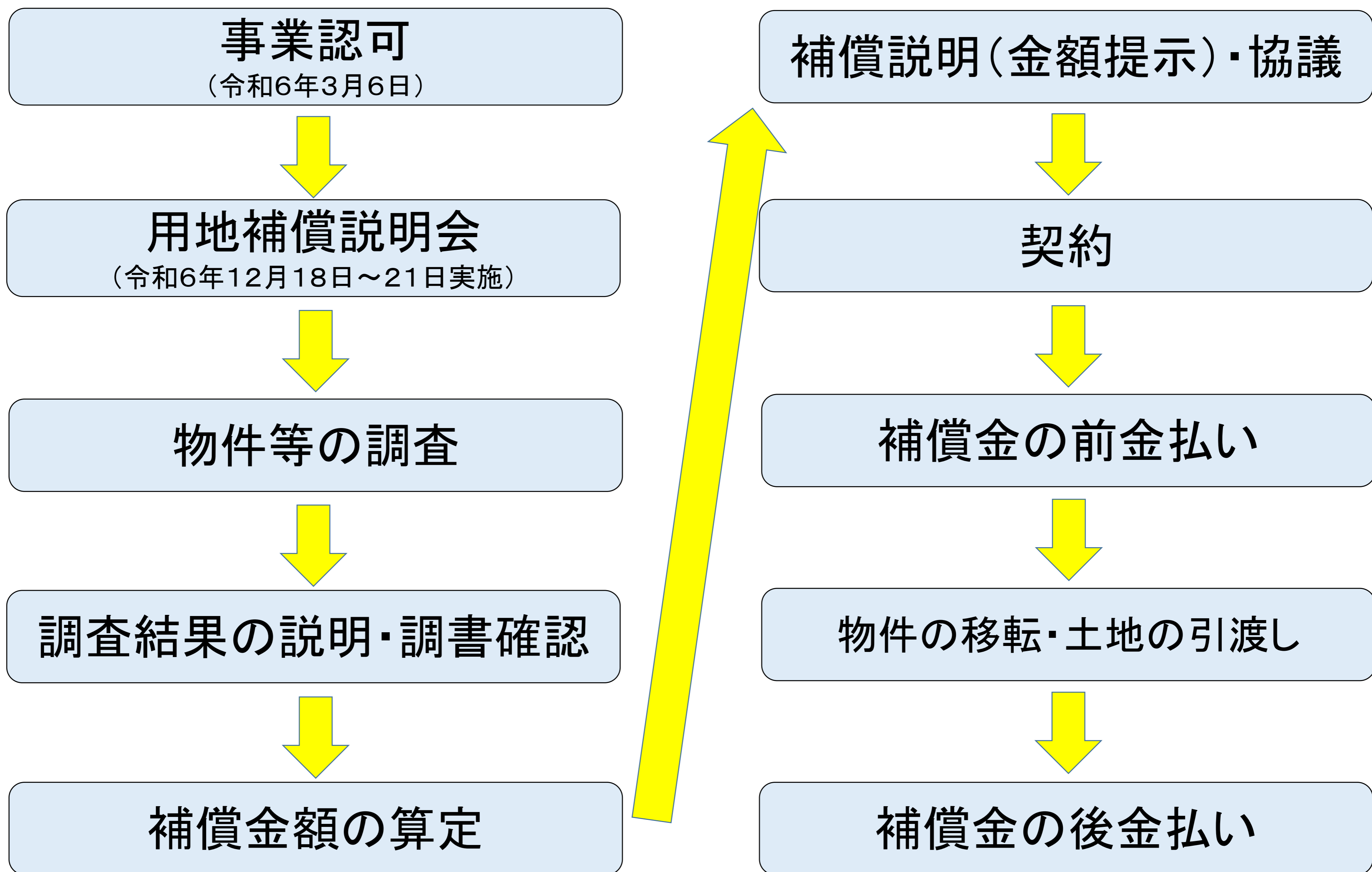
凡例		
[:]	西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針の区域	
[X]	鉄道連続立体交差事業の推進	
[Red dashed]	駅周辺の交通環境向上	
[Blue starburst]	駅前にぎわいゾーン	交通結節点機能を向上し、まちの顔としてふさわしい効率的な土地利用と商業施設の集積を図る。
[Orange]	商業ゾーン	店舗の有効活用や商業機能の向上を誘導し、後背の住宅地と調和した土地利用を図る。
[Purple]	幹線道路沿道ゾーン	建築物の中高層化、不燃化による延焼遮断帯の形成や街路樹等みどりを育成し、魅力的なまちなみの形成を図る。
[Pink]	補助幹線道路沿道ゾーン	商業業務機能と良好な居住機能を備えた、落ち着いた市街地の形成と防災性の向上を図る。
[Yellow]	都市型住宅地ゾーン	中低層の戸建住宅と集合住宅が共存する、生活利便性と住環境の良好な都市型住宅地の形成を図る。
[Green]	みどりと住宅地ゾーン	ゆとりある戸建住宅や周辺環境と調和した集合住宅の立地するみどり豊かな住宅地として保全を図る。
[Blue dashed]	都市計画道路	
[Black line]	西武新宿線	
[Red dotted]	主要生活道路	
[Green line]	みどりと水のプロムナード軸	
[Green starburst]	みどりの保全地区	

※この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号 27 都市基交測第 8 号、平成 27 年 4 月 30 日)
※この背景の地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。(利用許諾番号 MMT 利許第 27007 号 -51、平成 27 年 6 月 4 日)

※「西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針」より抜粋

用地補償の流れ

土地をお譲りいただくまで



事業認可の告示により生じる制限等について

1、建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内において、以下の行為を行う場合は杉並区長の許可が必要となります。

- ①土地の形質の変更及び建築物の建築
- ②その他の工作物の設置等を行う場合

2、土地建物等の有償譲渡の届出(都市計画法第67条)

土地建物等の売買を行う場合は、事前に杉並区施行事業箇所では杉並区へ、東京都施行事業箇所では東京都への届出が必要になります。

シールアンケートにご協力お願いいたします

①お住まいについて

お住まいの地域に応じた色のシールをお渡しします

●井草地域にお住まいの方

(上井草一丁目～四丁目、井草一丁目～五丁目、下井草一丁目～五丁目)

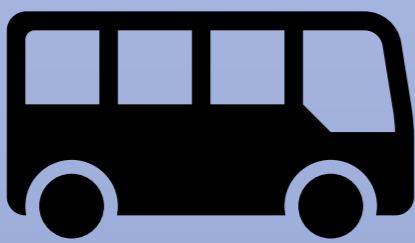

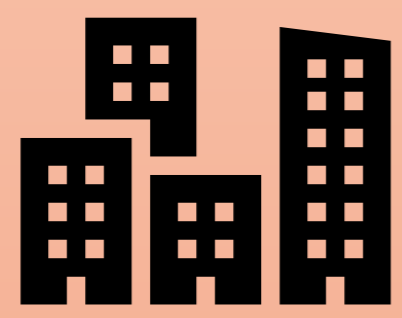
●井草地域以外にお住まいの方

②連続立体交差事業等について知っていましたか？

知っていた	知らなかった

③関心のあるテーマ

次の中から一番関心のあるテーマにシールを貼ってください

 <p>交通体系分野 (道路・交通)</p> <ul style="list-style-type: none">●交通結節点機能の強化●交通ネットワークの形成	
 <p>住環境分野 (住環境・みどり)</p> <ul style="list-style-type: none">●みどりの保全・育成●防災・防犯まちづくり	
 <p>土地・建物利用分野 (商業・にぎわい)</p> <ul style="list-style-type: none">●駅周辺のにぎわい拠点形成●適正な土地利用の誘導	

より詳しいご意見やご感想をお寄せいただける方は
こちらの二次元コードからご回答お願いいたします

